

国土緑化運動・育樹運動標語募集要領

公益社団法人 にいがた緑の百年物語緑化推進委員会

1 趣 旨

国土緑化運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・育成の助長並びに県民の緑化意識の向上を図るため、緑化に関するポスター等に使用する標語を募集する。

2 主 催 公益社団法人 にいがた緑の百年物語緑化推進委員会

3 後 援 新潟県、新潟県教育委員会

4 募集する標語

- (1)簡潔で語調がよく、国土緑化の意を表し、植樹及び森林・樹木の保護・育成または環境緑化意識の向上を強調したものであること。
- (2)創作に限ること。
- (3)所定の応募用紙（別紙様式）に標語その他必要事項を記入すること。所定の応募用紙を使用しない場合でも、応募作品には、学校所在地（郵便番号・電話番号を付記すること）・学校名・学年・氏名（正確な字体で記入し、フリガナをつけること。）を明記すること。
- (4)応募点数は1人1点とする。

5 応募資格 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒

6 提 出

学校長は、期限内に下記送付先に提出してください。

（国土緑化運動原画・育樹運動原画に区分する必要はありません。）

【送付先】〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館5階
公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会
（電話：025 - 290 - 8055）

7 提出期限 令和8年9月4日（金） 必着

8 審査及び表彰

- (1)審査は、当委員会・新潟県・新潟県教育委員会で構成する審査会において行います。
- (2)応募作品の中から、優秀作品10点以内を選定し、（公社）国土緑化推進機構主催の全国コンクールへ推薦します。そのうち最も優秀な作品を、新潟県版の「緑の募金」ポスター（チラシ）掲載標語として採用します。
- (3)入賞者には賞状及び副賞（図書カード）を、応募者には参加賞として鉛筆を贈呈します。
（応募校は応募した児童・生徒の氏名を控えておいてください。）

9 応募作品の取り扱い

- (1) 応募作品は、原則として返却しません。
- (2) 入賞作品の著作権は、（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会に帰属します。
- (3) 入賞作品は、緑化意識の普及啓発を図るため、ポスター（チラシ）以外にも使用することがあります。また、必要に応じて一部修正を加えることがあります。

10 その他

作品の応募、発送等に関するご照会は、当委員会担当までお問い合わせください。